

経 済 産 業 省

20250220貿局第1号
輸入注意事項2025第3号
経済産業省貿易経済安全保障局

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第19号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年3月7日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」の一部改正について

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第19号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第19号）

改正後	現 行										
<p>1 (略)</p> <p>2 書面申請手続 (1) (略) (2) 申請書の提出先 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</p> <p>3 (略)</p> <p>別紙 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品 (用語の解釈)</p> <p>1. 「特定水銀使用製品」とは、水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における電子ディスプレイ専用設計された冷陰極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプであって、他の貨物の部分をなしているもの（貨物の主体が他の貨物である場合に限る。）であって、当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において主たる貨物の用途以外の用途に用いることができないものを除く。</p> <p>2. 「これを部品として使用する製品」とは、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>① 特定水銀使用製品が取り外されている状態のもの</p> <p>② 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における電子ディスプレイ専用設計された冷陰極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプを部品として使用する製品（①を除く。）</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 書面申請手続 (1) (略) (2) 申請書の提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</p> <p>3 (略)</p> <p>別紙 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品 (「これを部品として使用する製品」とは、特定水銀使用製品が取り外されている状態のものを除く。)</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="67 1034 806 1077">規制対象</th> <th data-bbox="806 1034 1131 1077">規制開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="67 1077 806 1506">(1) 電池</td> <td data-bbox="806 1077 1131 1506"> <p>平成30年1月1日</p> <p>ただし以下の電池の規制開始は、次のとおり</p> <p>令和2年12月31日 ・ボタン電池であるアルカリマンガン電池</p> <p>令和8年1月1日 ・酸化銀電池（水銀の含</p> </td> </tr> </tbody> </table>	規制対象	規制開始日	(1) 電池	<p>平成30年1月1日</p> <p>ただし以下の電池の規制開始は、次のとおり</p> <p>令和2年12月31日 ・ボタン電池であるアルカリマンガン電池</p> <p>令和8年1月1日 ・酸化銀電池（水銀の含</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1034 1825 1077"></th> <th data-bbox="1825 1034 2192 1077">規制開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1077 1825 1236">(1) 電池（次に掲げるものを除く。）</td> <td data-bbox="1825 1077 2192 1236">令和2年12月31日（ボタン電池であるアルカリマンガン電池）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1236 1825 1506"></td> <td data-bbox="1825 1236 2192 1506">平成30年 1月 1日（上記以外の電池）</td> </tr> </tbody> </table>		規制開始日	(1) 電池（次に掲げるものを除く。）	令和2年12月31日（ボタン電池であるアルカリマンガン電池）		平成30年 1月 1日（上記以外の電池）
規制対象	規制開始日										
(1) 電池	<p>平成30年1月1日</p> <p>ただし以下の電池の規制開始は、次のとおり</p> <p>令和2年12月31日 ・ボタン電池であるアルカリマンガン電池</p> <p>令和8年1月1日 ・酸化銀電池（水銀の含</p>										
	規制開始日										
(1) 電池（次に掲げるものを除く。）	令和2年12月31日（ボタン電池であるアルカリマンガン電池）										
	平成30年 1月 1日（上記以外の電池）										

		<u>有量が全重量の1パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。)</u> 及び <u>空気亜鉛電池(水銀の含有量が全重量の2パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。)</u>			
(2) <u>スイッチ及びリレー</u>		<u>令和2年12月31日</u>		(2) <u>スイッチ及びリレー</u>	<u>令和2年12月31日</u>
(3) <u>一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ</u>	イ <u>コンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ(発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。)</u>	<u>平成30年1月1日</u>		(3) <u>一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ(発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。)</u>	<u>平成30年 1月 1日</u>
	ロ <u>電球形蛍光ランプ(発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えないものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。)</u>	<u>令和8年1月1日</u>			
	ハ <u>コンパクト形蛍光ランプ(発光管1本当たりの水銀含有量が5ミリグラムを超えないものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。)</u> ニ <u>コンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ(定格消費電力が30ワットを超えるものに限る。)</u>	<u>令和9年1月1日</u>			
(4) <u>一般照明用の直管形蛍光ランプ</u>	イ <u>1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が60ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの</u> ロ <u>1個当たりの水銀の含有量が</u>	<u>平成30年1月1日</u>		(4) <u>一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの</u> イ <u>1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が60ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの</u>	<u>平成30年 1月 1日</u>

	<u>10ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が40ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</u>			<u>1個当たりの水銀の含有量が10ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が40ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</u>	
	<u>ハ ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものであって、上記ロに掲げるもの以外のもの</u>	<u>令和9年1月1日</u>			
	<u>ニ 三波長形の蛍光体を用いたものであって、上記イに掲げるもの以外のもの</u>	<u>令和10年1月1日</u>			
<u>(5) 一般照明用の蛍光ランプ（コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプを除く。）</u>	<u>イ ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</u>	<u>令和9年1月1日</u>			
	<u>ロ 三波長形の蛍光体を用いたもの</u>	<u>令和10年1月1日</u>			
<u>(6) 一般照明用の高圧水銀ランプ</u>		<u>令和2年12月31日</u>		<u>(5) 一般照明用の高圧水銀ランプ</u>	<u>令和2年12月31日</u>
<u>(7) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ</u>	<u>イ 1個当たりの水銀の含有量が3.5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートル以下のもの</u>	<u>平成30年1月1日</u>		<u>(6) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの</u>	<u>平成30年 1月 1日</u>
	<u>ロ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートルを超え1500ミリメートル以下のもの</u>			<u>イ 1個当たりの水銀の含有量が3.5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートル以下のもの</u>	
	<u>ハ 1個当たりの水銀の含有量が13ミリグラムを超えるものであって、その長さが1500ミリメートルを超えるもの</u>			<u>ロ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートルを超え1500ミリメートル以下のもの</u>	
	<u>ニ 上記イからハに掲げるもの以外のもの</u>	<u>令和8年1月1日</u>		<u>ハ 1個当たりの水銀の含有量が13ミリグラムを超えるものであって、その長さが1500ミリメートルを超えるもの</u>	
<u>(8) 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用され</u>		<u>平成30年1月1日</u>		<u>(7) 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布そ</u>	<u>平成30年 1月 1日</u>

<p><u>ることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。)</u></p>		<p><u>の他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。)</u></p>	
<p><u>(9) 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤 (エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム (別名チメロサル) を有効成分とする保存剤 (エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等 (水銀による環境の汚染の防止に関する法律第1条に規定する水銀等をいう。)) を含むものを除く。)) であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第2条第1項に規定する医薬品及び第9項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。)</u></p>	<p><u>平成30年1月1日 (二・七—ジブロモ—四—ヒドロキシ水銀フルオレセイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤 (以下「マーキュロクロム液」という。)) を除く。)</u></p> <p><u>令和2年12月31日 (マーキュロクロム液)</u></p>	<p><u>(8) 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤 (エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム (別名チメロサル) を有効成分とする保存剤 (エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等 (水銀による環境の汚染の防止に関する法律第1条に規定する水銀等をいう。)) を含むものを除く。)) であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第2条第1項に規定する医薬品及び第9項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。)</u></p>	<p><u>平成30年 1月 1日 (二・七—ジブロモ—四—ヒドロキシ水銀フルオレセイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤 (以下「マーキュロクロム液」という。)) を除く。)</u></p> <p><u>令和2年12月31日 (マーキュロクロム液)</u></p>
<p><u>(10) 気圧計 (電気式のものを除く。)</u></p>	<p><u>令和2年12月31日</u></p>	<p><u>(9) 気圧計 (電気式のものを除く。)</u></p>	<p><u>令和2年12月31日</u></p>
<p><u>(11) 湿度計 (電気式のもの及び(13)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。)</u></p>	<p><u>令和2年12月31日</u></p>	<p><u>(10) 湿度計 (電気式のもの及び(12)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。)</u></p>	<p><u>令和2年12月31日</u></p>
<p><u>(12) 圧力計</u></p>	<p><u>イ 非電気式のもの (230度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量 (計量法施行令 (平成5年政令第329号) 第2条第2号イ (1) に規定する目量をいう。以下同じ。)) が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>① 計ることのできる最大の圧力 (絶対圧力をいう。②において同じ。)) が1300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド</u></p>	<p><u>(11) 圧力計 (電気式のもの、230度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量 (計量法施行令 (平成5年政令第329号) 第2条第2号イ (1) に規定する目量をいう。以下同じ。)) が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>イ 計ることのできる最大の圧力 (絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。)) が1300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド真空計</u></p> <p><u>ロ 計ることのできる最大の圧力が66000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計</u></p>	<p><u>令和2年12月31日</u></p> <p><u>—</u></p>

	<p><u>真空計</u> ② <u>計ることのできる最大の圧力が66000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計</u></p>				
	<p>ロ <u>電気式であって、加熱により液体となる物の圧力の測定用のもの（230度以上の温度で計ることができるものであって、次に掲げるものを除く。）</u> ① <u>計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が1パーセント以内のもの</u> ② <u>計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が3パーセント以内のもの（①に該当するものを除き、耐食性のあるニッケル合金を用いたダイアフラム若しくは摩耗を少なくするための表面処理がされたダイアフラムを用いたもの、防爆型のもの又は圧力を伝えるための水銀を封入した導管の長さが1.5メートル以上のものに限る。）</u></p>	<p>令和8年1月1日</p>			
<p>(13) <u>温度計</u></p>	<p><u>電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。</u> イ <u>計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの（ハに該当するものを除く。）</u> ロ <u>計ることのできる最高の温度が300度を超過500度以下のものであって、目量が2度以下のもの（ハに該当するものを</u></p>	<p>令和2年12月31日</p>	<p>(12)</p>	<p><u>温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。）</u> イ <u>計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの（ハに該当するものを除く。）</u> ロ <u>計ることのできる最高の温度が300度を超過500度以下のものであって、目量が2度以下のもの（ハに該当するものを除く。）</u></p>	<p>令和2年12月31日</p> <p>二</p>

	<u>除く。)</u> <u>ハ、塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超え500度以下のものうち、目量が2度以下のもの</u>	
<u>(14) 血圧計（電気式のものを除く。）</u>		<u>令和2年12月31日</u>
<u>(15) 脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ</u>		<u>令和7年1月1日</u>
<u>(16) 真空ポンプ</u>		<u>令和7年1月1日</u>
<u>(17) 車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり</u>		<u>令和7年1月1日</u>
<u>(18) 写真フィルム及び印画紙</u>		<u>令和7年1月1日</u>
<u>(19) 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬</u>		<u>令和7年1月1日</u>

別紙様式 (略)

	<u>ハ、塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超え500度以下のものうち、目量が2度以下のもの</u>	
<u>(13) 血圧計（電気式のものを除く。）</u>		<u>令和2年12月31日</u>
<u>(14) 脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ</u>		<u>令和7年1月1日</u>
<u>(15) 真空ポンプ</u>		<u>令和7年1月1日</u>
<u>(16) 車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり</u>		<u>令和7年1月1日</u>
<u>(17) 写真フィルム及び印画紙</u>		<u>令和7年1月1日</u>
<u>(18) 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬</u>		<u>令和7年1月1日</u>

別紙様式 (略)